

入 札 説 明 書

件 名

自動体外式除細動器（AED）貸借

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成30年2月9日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 自動体外式除細動器（AED）賃貸借 199台
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間 平成30年7月1日から平成35年6月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また、当該資格において営業種目を「**その他賃貸**」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条に基づく高度管理医療機器等貸与業の許可を受けている者であること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けな

なければならない。

4 (1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。35この場合において、4に掲げる事項のうち4 (1)以外の事項を満たしているときは、開札の時に4 (1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に4 (1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：① 一般競争入札参加申請書

(添付書類)

② 出荷証明書 兼 製品保証等証明書 (別紙1)

③ 保守体制証明書 (別紙2。なお、事前に、教育局健康教育課に提出し、確認を受けたものを提出すること。)

④ 高度管理医療機器等貸与業許可証の写し

イ 提出期間：平成30年2月9日から平成30年3月2日まで (持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、平成30年3月2日を受領期限とする。)

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 一般競争入札参加申請書の様式は本入札説明書に添付していないので、本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し、作成すること。

(3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は平成30年3月16日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

(4) 上記(3)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届 (任意様式) を上記(1)ウの場所に提出すること。

6 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者等の手続き

(1) 本入札の参加希望者で、平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4 (1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：平成30年2月9日から平成30年2月23日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

ウ 提出場所：5 (1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参すること (郵送その他の方法による提出は認めない)。

(2) 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

(3) 4 (1)に掲げる平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4 (1)

に掲げる営業種目の登録をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる申請書類等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届(様式第10号)」を提出すること(「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可(登録)証明書の写しを添付すること)。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問(見積に必要な事項に限る。)がある場合は、次に従い提出すること。
 - ア 提出書類：質疑応答書(別添様式。質問事項を記載すること。)
 - イ 提出期間：5(1)イに同じ。
 - ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。
 - エ 提出方法：5(1)エに同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成30年3月12日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成30年3月23日 16時00分
ただし、郵便による入札の受領期限は平成30年3月22日とする。
- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課入札室
ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること(住所は上記に同じ)。
なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること(電話番号022-214-8124)。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
ア 件名（**自動体外式除細動器（AED）賃貸借**）
イ 入札金額（**1か月当たりの賃借料（課税業者にあっては消費税及び地方消費税相当額抜き）**）
ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
オ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）
カ 入札者氏名及び押印（押印は、外国人にあっては、署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。
郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判

断した者のみを落札決定の対象とする。

- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 本入札は、平成30年度予算の成立を前提とした契約準備行為であるため、落札決定は平成30年度予算が発効する平成30年4月1日に、次の(2)(3)において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成30年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を一旦落札候補者とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (5) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者又は落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

- (1) 本入札は、事業実施の前年度に契約準備行為として行うものであり、落札の効果は平成30年度予算が発効する平成30年4月1日に生じる。ただし、当該調達にかかる平成30年度予算が成立しない場合は、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、本市と契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、本市は本契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
- 出荷証明書 兼 製品保証等証明書（別紙1）
- 保守体制証明書（別紙2。なお、事前に、教育局健康教育課に提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 高度管理医療機器等貸与業許可証の写し

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。写真付名刺、健康保険証は不可。）
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

平成 年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所

製造者 (出荷元) 商号又は名称

代表者等氏名

印

出荷証明書 兼 製品保証等証明書

仙台市が発注する「自動体外式除細動器 (AED)」199 台の調達に際し、下記 1 の者が落札した際は、下記 3 の納入期限内に、当社が製造 (又は出荷) している下記 2 の物品を、下記 1 あて出荷することを証明いたします。

また、下記 2 の物品は、仕様内容を満たす製品であるとともに、仕様書記載の各種環境基準等に適合 (又は準拠) している製品であることを証明いたします。

記

1 出荷先 (入札参加者)

住 所

商号又は名称

代表者等氏名

印

2 出荷品

メーカー名	機器名	規格・型番等

3 納入期限

平成 30 年 6 月 29 日 (金)

保守体制証明書

対象業務 自動体外式除細動器（AED）賃貸借

- 1 当該賃貸借仕様書中、「8. その他」の(4)～(6)に規定する保守点検・修理等を行う事業所
 - (1) 名称及び所在地（電話番号を含む）

 - (2) 入札希望者との関係

- 2 点検・修理等体制系統（対応までのフロー図）※自社窓口との関係も明らかにすること。

上記のとおり証明いたします。

平成 年 月 日

(あて先) 仙台市長

競争入札参加希望者 住 所

会 社 名

代表者名

㊟

保守事業者 住 所

会 社 名

代表者名

㊟

平成 年 月 日

上記について確認しました。

仙台市教育局総務企画部健康教育課 課長 清水 義明

㊟

入 札 書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注：契約希望金額の **108分の100** の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 年 月 日

(宛て先)

_____ 様

会社（商店）名

入札者氏名

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

入札書



※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

支店長等が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○



支店長等が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

入札書

印

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 ○○ ○○

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は を代理人と定め、平成 年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、平成〇〇年〇〇月〇〇日

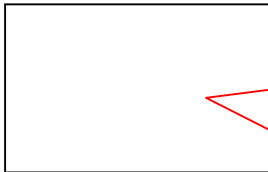
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

【賃貸借契約約款】

（目的）

第1条 発注者は、受注者から別記2記載の物件（以下「物件」という。）を借入れ、受注者にその賃借料を支払うものとする。

（定義）

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

（契約期間）

第2条 物件の賃貸借期間（以下「契約期間」という。）は、頭書に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は別記1に定めるとおりとする。

（設置場所）

第4条 物件の設置場所は、頭書に定めるとおりとする。

（物件の納入期限）

第5条 受注者は頭書に定める物件納入期限までに、頭書に定める設置場所に物件を設置しなければならない。

（賃借料）

第6条 発注者は、別記1に従い、物件の賃借料を受注者に支払うものとする。

（賃借料の請求及び支払い）

第7条 賃借料の支払方法及び請求方法は別記1に定めるとおりとする。

2 発注者は、前項の規定に基づいて、請求書を受領した日から30日（請求書の内容の全部又は一部が不当であることにより返付した場合は、返付した日から是正された請求書を受領した日までの日数を除く。）以内にこれを支払うものとする。

3 発注者は、前項に規定する日までに賃借料を支払わない場合には、その翌日から支払いをする日までの日数について当該賃借料に遅延損害金約定利率の割合で算出した遅延利息を付して支払うものとする。

（物件の引き渡し）

第8条 受注者は、頭書に定める物件納入期限までに物件を、頭書に定める設置場所に設置し、発注者が使用できる状態に調整して発注者に引き渡すものとする。

（所有権の表示）

第9条 受注者は、物件に受注者の所有に属する旨の表示をすることができる。

（物件の管理）

第10条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を使用しなければならない。

（点検及び秘密の保持）

第11条 受注者は、契約期間中頭書に定める設置場所に立ち入って点検できるものとし、発注者は、受注者の点検に協力するものとする。この場合において、受注者はその身分を証明する証票を携行しなければならない。

2 受注者は、前項の立ち入りに際して知り得た発注者の業務上の秘密を漏らしてはならない。

（再委託等の禁止）

第11条の2 受注者は、物件の点検及び保守に係る業務並びにこれに付帯する業務を第三者に履行させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に物件の点検及び保守に係る業務並びにこれに付帯する業務を履行させてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項にお

いて同じ。)の相手方とすることができない。

- 4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(現状変更)

第12条 発注者は、物件を頭書に定める設置場所から移動したり他の物件を付着させ、又は一部を除去、若しくは取り替え等の現状の変更をする場合、事前に受注者から承認を得るものとする。

(保険)

第13条 受注者は、物件に対して、受注者の費用で動産総合保険を掛けるものとする。

(違約金)

第14条 受注者の責めに帰すべき事由により、頭書に定める物件納入期限までに物件を納入することができない場合には、発注者は受注者に対し賃借料の総額(契約期間内に支払われるべき賃借料の総額)に、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額を、違約金として徴収するものとする。

(損害賠償)

第15条 発注者の責めに帰すべき事由により物件に損害を与えた場合には、受注者は発注者に対し、その賠償を請求することができるものとする。また、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、発注者は受注者に対し、その賠償を請求できるものとする。この場合において、損害賠償の額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

- 2 第13条の動産総合保険により補填された損害については、受注者は補填された額を超える部分に限り、その賠償を発注者に対して請求することができる。

- 3 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件に損害が生じた場合(次条第1項及び第16条第1項に規定する場合を除く。)における当該物件の修繕費用は、受注者がこれを負担する。

(物件の全部滅失による賃借料の取扱い)

第15条の2 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は発注者に対し、当該滅失の日から契約期間の満了の日までの賃借料を請求することができない。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は前項の賃借料を請求する権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを発注者に償還しなければならない。

(物件の一部滅失による賃借料の減額等)

第15条の3 物件の一部が発注者の過失によらないで滅失したときは、発注者は受注者に対して、その滅失した部分の割合に応じて賃借料の減額を請求することができる。

- 2 前項の場合において、残存する部分のみでは発注者が賃借をした目的を達成することができないときは、発注者はこの契約の解除をすることができる。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- 二 納入期限内に物件の引渡しを終わらないとき。
- 三 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。
- 四 前各号のほか、受注者がこの契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、この契約を解除することができる。

- 一 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき。
- 二 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

- 3 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱(平成7年12月25日市長決裁)第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に

相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による解除）

第16条の3 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - 二 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
 - 三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。
- 2 前条第2項後段の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第16条の4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - 二 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - 三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - 四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - 五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - 六 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
 - 七 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 第16条第2項後段の規定は、前2項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する

暴力団員等を含む。以下この項において同じ。) から不当介入(要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。)を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等(要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。)が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

(損害賠償の予定)

第17条 受注者は、第16条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、賃借料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に相当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(権利の移転)

第18条 受注者は、発注者の承諾を得ずに、この契約上の権利の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約期間終了等の処置)

第19条 契約期間が終了し、又はこの契約が解除により終了したときには、発注者は頭書に定める設置場所において物件を受注者に返還するものとし、受注者は直ちに受注者の負担により物件の撤去を行うものとする。ただし滅失した物件についてはこの限りではない。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項またはこの契約の履行について疑義が生じたときには、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

発注者及び受注者は、この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

【別記1】賃借料，契約保証金及び保守

1. 賃借料

(1) 賃借料

月 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち消費税及び地方消費税額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---

(2) 契約期間に端数が生じた場合の取扱い

契約期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合の賃借料については，日割計算とし，次式により出して得た額とする。ただし1円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{賃借料}}{\text{当該月の日数}} \times \text{賃借日数}$$

2. 賃借料の支払方法

発注者は受注者に対して，賃借料を毎月ごとに支払うものとする。

3. 賃借料の請求方法

受注者は発注者に対して，使用月の翌月10日までに，前月分の賃借料について請求書により請求を行うものとする。

4. 契約保証金

契約保証金は免除とする。

5. 保守

(1) 受注者は，契約期間中，仕様書に掲げる保守を行うものとする。

(2) 上記1 (1) に定める賃借料には，保守料を含むものとする。

【別記2】

賃貸借物件の内訳

	品名	型式	数量	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

（長期継続契約）

第1条 この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

（予算の減額等による契約変更等）

第2条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

自動体外式除細動器(AED)賃貸借仕様書

1 物件名

自動体外式除細動器(AED)

- ・医療機器として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年8月10日法律第145号)に基づく承認を受けているもので、波形が二相性のものであること
- ・日本版救急蘇生ガイドライン(2015年)に対応しているものであること
- ・納入するAEDは新品(製造3か月以内のもの)であること。

2 設置台数及び設置先

設置台数 199台(全て同一機種とする)

設置先	仙台市立幼稚園	1園(1台)
	仙台市立小学校	122校(122台)
	仙台市立中学校	64校(64台)
	仙台市立高等学校	4校(6台)
	仙台市立中等教育学校	1校(1台)
	仙台市立特別支援学校	1校(2台)
	仙台市教育委員会健康教育課	1箇所(3台)

※所在地及び台数については別紙のとおり

3 契約期間

平成30年7月1日から平成35年6月30日まで(60ヶ月)

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 納入期限

平成30年6月29日(金)

5 賃借料の支払い

賃借料は毎月払いとする

6 付属品等

- ・バッテリー:AED 1台につき1個
- ・成人小児共用電極パッド:2組
- ※バッテリー及び電極パッドは契約期間を通して期限切れのないよう交換すること。
- ・収納用バック(キャリングケース):AED 1台につき1個
- ・救急セット:AED 1台につき1セット
- ・交換用バッテリー:20個(契約期間内にAEDを使用した場合の交換分)
- ・交換用成人小児共用電極パッド:50個(契約期間内にAEDを使用した場合の交換分)

- ・設置表示ステッカー：AED 1台につき1枚

※上記以外のもので取扱説明書（日本語）等の標準付属品を含むこと。

7 性能等

- (1)セルフテスト機能を有すること。セルフテストについては毎日実施され、AED 本体、電極パッド及びバッテリーに不具合等が生じた場合は音や表示で警告するものであること。
- (2)電極パッドは成人小児共用タイプのもので、本体の切換えスイッチまたは小児用キー等により、1種類の電極パッドで小児とその他の児童・生徒及び教員・保護者等に対してAEDが使用可能であること。また、パッド貼付後でも、電源を入れなおすことなく切替えができること。
- (3)使用方法の音声ガイド（日本語）機能および音声ガイドと連動した液晶画面でのガイダンス機能（イラストと文字）を有すること。なお、液晶画面はAED本体又は収納用バック（キャリングケース）と一体型であること。

8. その他

- (1)納入に際しては、あらかじめ学校・園に日時を通知したうえで行い、納入校・園の担当者の指示に従うこと。
- (2)配備時に各学校において、教職員等に対し使用方法の講習を行うこと。また、配備後、各学校において仙台市教育委員会又は学校の求めに応じ、教職員等に対し使用方法の講習（年1回程度）を行うこと。このとき実習用の機材一式については受託者が用意すること。
- (3)使用方法等の照会については、随時応じること。
- (4)年1回又は学校からの要請があったときは随時、保守点検（バッテリーパックの点検を含む）を行い、機器が正常に作動することを確認すること。
- (5)自動体外式除細動器（AED）を使用したときは、「6. 付属品等」に定める交換用バッテリー及び電極パッドの個数内で、使用した学校・園の設置場所へ訪問のうえ速やかに交換し、機器が正常に作動することも確認すること。
- (6)AED本体及び付属品等に故障又は障害等が発生した場合は、設置場所へ訪問のうえ速やかに修理・交換等の対応を行い、常に使用可能な状態を保つこと。
- (7)貸借期間満了後において、借受物品の処分について、無償で行うこと。
- (8)以上は全て賃借料に含まれていること。

自動体外式除細動器(AED)設置箇所一覧

1/4

No.	学校(園)名	郵便番号	住所	電話番号	設置台数
1	仙台市立あきう幼稚園	982-0243	仙台市太白区秋保町長袋字大原45-4	022-304-7714	1
2	仙台市立東二番丁小学校	980-0811	仙台市青葉区一番町2-1-4	022-222-6279	1
3	仙台市立木町通小学校	980-0801	仙台市青葉区木町通1-7-36	022-223-3480	1
4	仙台市立立町小学校	980-0822	仙台市青葉区立町8-1	022-222-4078	1
5	仙台市立南材木町小学校	984-0805	仙台市若林区南材木町84	022-222-6847	1
6	仙台市立東六番丁小学校	980-0004	仙台市青葉区宮町1-2-1	022-222-4216	1
7	仙台市立荒町小学校	984-0073	仙台市若林区荒町86	022-221-3595	1
8	仙台市立片平丁小学校	980-0812	仙台市青葉区片平1-7-1	022-223-3846	1
9	仙台市立上杉山通小学校	980-0011	仙台市青葉区上杉1-10-1	022-221-3392	1
10	仙台市立通町小学校	981-0915	仙台市青葉区通町1-1-1	022-234-2471	1
11	仙台市立連坊小路小学校	984-0052	仙台市若林区連坊1-7-27	022-256-6384	1
12	仙台市立榴岡小学校	983-0851	仙台市宮城野区榴ヶ岡103-2	022-256-3283	1
13	仙台市立八幡小学校	980-0871	仙台市青葉区八幡2-9-1	022-234-4381	1
14	仙台市立南小泉小学校	984-0828	仙台市若林区一本杉町17-10	022-231-4076	1
15	仙台市立原町小学校	983-0841	仙台市宮城野区原町2-6-1	022-257-0171	1
16	仙台市立長町小学校	982-0011	仙台市太白区長町4-6-1	022-248-5191	1
17	仙台市立向山小学校	982-0841	仙台市太白区向山3-19-1	022-223-3809	1
18	仙台市立北六番丁小学校	980-0004	仙台市青葉区宮町4-4-17	022-222-5086	1
19	仙台市立西多賀小学校	982-0034	仙台市太白区西多賀2-3-1	022-245-5355	1
20	仙台市立中田小学校	981-1104	仙台市太白区中田4-1-1	022-241-2610	1
21	仙台市立六郷小学校	984-0834	仙台市若林区六郷11-11	022-289-2157	1
22	仙台市立岩切小学校	983-0821	仙台市宮城野区岩切字今市東1-2	022-255-8012	1
23	仙台市立七郷小学校	984-0032	仙台市若林区荒井字堀添53-2	022-288-5024	1
24	仙台市立高砂小学校	983-0023	仙台市宮城野区福田町1-11-1	022-258-1088	1
25	仙台市立岡田小学校	983-0003	仙台市宮城野区岡田字北在家67	022-258-1083	1
26	仙台市立東仙台小学校	983-0833	仙台市宮城野区東仙台5-26-1	022-256-6961	1
27	仙台市立東長町小学校	982-0003	仙台市太白区郡山6-5-1	022-248-0238	1
28	仙台市立小松島小学校	981-0905	仙台市青葉区小松島2-1-1	022-234-1354	1
29	仙台市立若林小学校	984-0826	仙台市若林区若林4-3-1	022-286-2735	1
30	仙台市立国見小学校	981-0943	仙台市青葉区国見2-16-1	022-234-6383	1
31	仙台市立生出小学校	982-0251	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬西5-2	022-281-2033	1
32	仙台市立生出小学校 赤石分校	982-0251	仙台市太白区茂庭字合ノ沢南31	022-281-2133	1
33	仙台市立宮城野小学校	983-0042	仙台市宮城野区東宮城野2-1	022-231-6948	1
34	仙台市立荒巻小学校	981-0965	仙台市青葉区荒巻神明町21-1	022-234-3379	1
35	仙台市立鹿野小学校	982-0023	仙台市太白区鹿野2-9-1	022-248-1460	1
36	仙台市立台原小学校	981-0911	仙台市青葉区台原5-16-1	022-234-1361	1
37	仙台市立四郎丸小学校	981-1101	仙台市太白区四郎丸字吹上6-3	022-241-0320	1
38	仙台市立新田小学校	983-0038	仙台市宮城野区新田4-30-1	022-237-4835	1
39	仙台市立旭丘小学校	981-0904	仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-1	022-233-5060	1
40	仙台市立遠見塚小学校	984-0823	仙台市若林区遠見塚1-22-1	022-286-2010	1
41	仙台市立中山小学校	981-0952	仙台市青葉区中山1-6-1	022-278-0206	1
42	仙台市立八本松小学校	982-0001	仙台市太白区八本松1-16-1	022-248-3930	1
43	仙台市立上野山小学校	982-0812	仙台市太白区上野山1-20-1	022-245-0530	1
44	仙台市立福室小学校	983-0005	仙台市宮城野区福室5-16-1	022-258-2244	1
45	仙台市立北仙台小学校	981-0923	仙台市青葉区東勝山3-6-1	022-271-6411	1
46	仙台市立折立小学校	982-0261	仙台市青葉区折立4-2-1	022-226-1333	1
47	仙台市立八木山小学校	982-0801	仙台市太白区八木山本町1-40-1	022-229-2107	1
48	仙台市立鶴谷小学校	983-0824	仙台市宮城野区鶴ヶ谷3-17	022-251-8391	1
49	仙台市立幸町小学校	983-0836	仙台市宮城野区幸町2-19-1	022-291-8392	1
50	仙台市立大和小学校	984-0042	仙台市若林区大和町3-16-1	022-284-2450	1
51	仙台市立鶴谷東小学校	983-0824	仙台市宮城野区鶴ヶ谷6-2	022-251-4619	1
52	仙台市立燕沢小学校	983-0822	仙台市宮城野区燕沢東3-8-1	022-252-0373	1

自動体外式除細動器(AED)設置箇所一覧

2/4

No.	学校(園)名	郵便番号	住所	電話番号	設置台数
53	仙台市立金剛沢小学校	982-0803	仙台市太白区金剛沢1-1-1	022-245-6553	1
54	仙台市立大野田小学校	982-0014	仙台市太白区大野田5-27-2	022-247-6654	1
55	仙台市立桜丘小学校	981-0961	仙台市青葉区桜ヶ丘8-1-1	022-278-4554	1
56	仙台市立袋原小学校	981-1104	仙台市太白区中田字法地南4-2	022-241-8521	1
57	仙台市立中野栄小学校	983-0011	仙台市宮城野区栄3-12-1	022-258-8080	1
58	仙台市立沖野小学校	984-0831	仙台市若林区沖野3-20-1	022-286-2831	1
59	仙台市立八木山南小学校	982-0807	仙台市太白区八木山南5-3-2	022-244-5030	1
60	仙台市立古城小学校	984-0825	仙台市若林区古城2-1-1	022-285-4151	1
61	仙台市立太白小学校	982-0212	仙台市太白区太白1-5-1	022-245-8944	1
62	仙台市立川平小学校	981-0954	仙台市青葉区川平3-36-1	022-279-1712	1
63	仙台市立芦口小学校	982-0824	仙台市太白区芦の口1-1	022-246-0858	1
64	仙台市立蒲町小学校	984-0037	仙台市若林区蒲町41-1	022-286-4951	1
65	仙台市立柊江小学校	983-0837	仙台市宮城野区柊江15-1	022-293-4647	1
66	仙台市立東四郎丸小学校	981-1101	仙台市太白区四郎丸字昭和北1	022-242-3155	1
67	仙台市立人来田小学校	982-0222	仙台市太白区人来田1-1-1	022-243-2185	1
68	仙台市立西中田小学校	981-1105	仙台市太白区西中田7-7-1	022-241-5285	1
69	仙台市立鶴巻小学校	983-0024	仙台市宮城野区鶴巻1-15-1	022-259-0695	1
70	仙台市立東宮城野小学校	983-0042	仙台市宮城野区東宮城野5-1	022-239-5481	1
71	仙台市立沖野東小学校	984-0831	仙台市若林区沖野字高野南89	022-285-4641	1
72	仙台市立郡山小学校	982-0003	仙台市太白区郡山字行新田1-1	022-249-4672	1
73	仙台市立茂庭台小学校	982-0252	仙台市太白区茂庭台4-17-1	022-281-1424	1
74	仙台市立田子小学校	983-0021	仙台市宮城野区田子2-1-1	022-259-2226	1
75	仙台市立幸町南小学校	983-0836	仙台市宮城野区幸町5-2-1	022-299-0095	1
76	仙台市立広瀬小学校	989-3125	仙台市青葉区下愛子字二本松40	022-392-2208	1
77	仙台市立上愛子小学校	989-3124	仙台市青葉区上愛子字白沢14	022-392-2381	1
78	仙台市立作並小学校	989-3431	仙台市青葉区作並字北子原6	022-395-2051	1
79	仙台市立作並小学校 新川分校	989-3434	仙台市青葉区新川字北野尻34	022-395-2814	1
80	仙台市立大沢小学校	989-3212	仙台市青葉区芋沢字長坂22	022-394-2224	1
81	仙台市立川前小学校	989-3212	仙台市青葉区芋沢字赤坂16	022-394-2225	1
82	仙台市立大倉小学校	989-3213	仙台市青葉区大倉字墓前1	022-393-2353	1
83	仙台市立吉成小学校	989-3205	仙台市青葉区吉成1-12-2	022-279-1713	1
84	仙台市立秋保小学校	982-0243	仙台市太白区秋保町長袋字町15	022-399-2841	1
85	仙台市立馬場小学校	982-0244	仙台市太白区秋保町馬場字町北25	022-399-2013	1
86	仙台市立湯元小学校	982-0245	仙台市太白区秋保町湯向29-3	022-398-2842	1
87	仙台市立七北田小学校	981-3131	仙台市泉区七北田字東裏90	022-372-3659	1
88	仙台市立野村小学校	981-3124	仙台市泉区野村字東原前7	022-372-3609	1
89	仙台市立根白石小学校	981-3221	仙台市泉区根白石字杉下前15	022-379-2417	1
90	仙台市立実沢小学校	981-3217	仙台市泉区実沢字一本橋20	022-379-2418	1
91	仙台市立福岡小学校	981-3225	仙台市泉区福岡字堰添10	022-379-2421	1
92	仙台市立黒松小学校	981-8006	仙台市泉区黒松3-11-1	022-233-8080	1
93	仙台市立南光台小学校	981-8003	仙台市泉区南光台7-10-1	022-251-6330	1
94	仙台市立将監小学校	981-3132	仙台市泉区将監3-10-1	022-372-2258	1
95	仙台市立向陽台小学校	981-3102	仙台市泉区向陽台5-6-12	022-372-7530	1
96	仙台市立将監西小学校	981-3132	仙台市泉区将監10-29-1	022-373-1287	1
97	仙台市立南光台東小学校	981-8001	仙台市泉区南光台東2-16-1	022-251-1867	1
98	仙台市立高森小学校	981-3203	仙台市泉区高森3-1	022-378-0255	1
99	仙台市立松森小学校	981-3109	仙台市泉区鶴が丘2-2	022-372-0951	1
100	仙台市立将監中央小学校	981-3132	仙台市泉区将監10-3-1	022-372-1276	1
101	仙台市立泉ヶ丘小学校	981-3206	仙台市泉区明通4-12-1	022-372-1275	1
102	仙台市立加茂小学校	981-3122	仙台市泉区加茂4-3	022-378-3067	1
103	仙台市立長命ヶ丘小学校	981-3212	仙台市泉区長命ヶ丘5-14-1	022-378-4172	1
104	仙台市立八乙女小学校	981-3111	仙台市泉区松森字不動148	022-233-9698	1

自動体外式除細動器(AED)設置箇所一覧

3/4

No.	学校(園)名	郵便番号	住所	電話番号	設置台数
105	仙台市立鶴が丘小学校	981-3109	仙台市泉区鶴が丘1-350	022-373-0702	1
106	仙台市立寺岡小学校	981-3204	仙台市泉区寺岡2-14-1	022-378-7577	1
107	仙台市立南中山小学校	981-3213	仙台市泉区南中山2-24-14	022-376-2003	1
108	仙台市立虹の丘小学校	981-8007	仙台市泉区虹の丘1-10-1	022-372-5283	1
109	仙台市立住吉台小学校	981-3223	仙台市泉区住吉台西4-1-1	022-379-3835	1
110	仙台市立館小学校	981-3214	仙台市泉区館7-1-17	022-376-3139	1
111	仙台市立長町南小学校	982-0011	仙台市太白区長町7-23-1	022-247-3335	1
112	仙台市立西山小学校	983-0823	仙台市宮城野区燕沢2-23-1	022-252-0570	1
113	仙台市立南吉成小学校	989-3204	仙台市青葉区南吉成5-18-1	022-277-3581	1
114	仙台市立高森東小学校	981-3203	仙台市泉区高森7-1-1	022-378-4122	1
115	仙台市立栗生小学校	989-3122	仙台市青葉区栗生6-6-1	022-392-9324	1
116	仙台市立北中山小学校	981-3215	仙台市泉区北中山2-27-5	022-376-3402	1
117	仙台市立桂小学校	981-3134	仙台市泉区桂3-1-1	022-375-2357	1
118	仙台市立柳生小学校	981-1106	仙台市太白区柳生字台畑100	022-741-3270	1
119	仙台市立市名坂小学校	981-3117	仙台市泉区市名坂字高玉1	022-773-8901	1
120	仙台市立愛子小学校	989-3124	仙台市青葉区上愛子字新宮前1	022-391-8940	1
121	仙台市立富沢小学校	982-0032	仙台市太白区富沢字中河原17-1	022-743-7303	1
122	仙台市立泉松陵小学校	981-3108	仙台市泉区松陵3-35	022-375-9531	1
123	仙台市立錦ヶ丘小学校	989-3123	仙台市青葉区錦ヶ丘7-28-1	022-395-5582	1
124	仙台市立第一中学校	980-0871	仙台市青葉区八幡4-16-1	022-234-4251	1
125	仙台市立第二中学校	980-0801	仙台市青葉区木町通2-4-1	022-234-6101	1
126	仙台市立三条中学校	981-0935	仙台市青葉区三条町3-1	022-234-4384	1
127	仙台市立上杉山中学校	980-0011	仙台市青葉区上杉6-7-1	022-234-1241	1
128	仙台市立五城中学校	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-3-1	022-234-0451	1
129	仙台市立宮城野中学校	983-0842	仙台市宮城野区五輪1-4-25	022-256-0215	1
130	仙台市立東仙台中学校	983-0833	仙台市宮城野区東仙台2-16-1	022-257-5386	1
131	仙台市立東華中学校	983-0045	仙台市宮城野区宮城野2-14-27	022-298-8525	1
132	仙台市立五橋中学校	980-0022	仙台市青葉区五橋2-2-1	022-225-5476	1
133	仙台市立愛宕中学校	982-0848	仙台市太白区萩ヶ丘9-1	022-225-7458	1
134	仙台市立八軒中学校	984-0827	仙台市若林区南小泉字八軒小路9-1	022-223-2336	1
135	仙台市立南小泉中学校	984-0828	仙台市若林区一本杉町2-1	022-286-2203	1
136	仙台市立長町中学校	982-0023	仙台市太白区鹿野1-8-1	022-248-1444	1
137	仙台市立中田中学校	981-1104	仙台市太白区中田5-15-1	022-241-1461	1
138	仙台市立六郷中学校	984-0834	仙台市若林区六郷13-1	022-289-2158	1
139	仙台市立七郷中学校	984-0032	仙台市若林区荒井字遠藤9-3	022-288-5023	1
140	仙台市立高砂中学校	983-0006	仙台市宮城野区白鳥1-32-1	022-258-0038	1
141	仙台市立岩切中学校	983-0821	仙台市宮城野区岩切字三所南23-2	022-255-8219	1
142	仙台市立西多賀中学校	982-0034	仙台市太白区西多賀3-10-1	022-245-5360	1
143	仙台市立生出中学校	982-0251	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬西2-2	022-281-2333	1
144	仙台市立郡山中学校	982-0003	仙台市太白区郡山5-10-1	022-248-0071	1
145	仙台市立台原中学校	981-0911	仙台市青葉区台原5-19-1	022-234-3245	1
146	仙台市立北仙台中学校	981-0923	仙台市青葉区東勝山2-31-1	022-271-6511	1
147	仙台市立鶴谷中学校	983-0824	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-24	022-251-4618	1
148	仙台市立八木山中学校	982-0802	仙台市太白区八木山東2-27-1	022-229-3144	1
149	仙台市立山中中学校	981-0952	仙台市青葉区中山6-16-1	022-278-8833	1
150	仙台市立山田中学校	982-0813	仙台市太白区山田北前町36-1	022-244-5028	1
151	仙台市立蒲町中学校	984-0037	仙台市若林区蒲町9-1	022-285-6521	1
152	仙台市立桜丘中学校	981-0961	仙台市青葉区桜ヶ丘8-2-1	022-279-1711	1
153	仙台市立中野中学校	983-0013	仙台市宮城野区中野字高橋前65	022-259-2020	1
154	仙台市立袋原中学校	981-1102	仙台市太白区袋原4-27-1	022-242-3151	1
155	仙台市立折立中学校	982-0261	仙台市青葉区折立3-19-1	022-226-1451	1
156	仙台市立幸町中学校	983-0836	仙台市宮城野区幸町1-15-1	022-275-3662	1

No.	学校(園)名	郵便番号	住所	電話番号	設置台数
157	仙台市立沖野中学校	984-0831	仙台市若林区沖野2-29-50	022-285-6501	1
158	仙台市立人来田中学校	982-0222	仙台市太白区人来田1-35-1	022-244-4541	1
159	仙台市立人来田中学校 旗立分教室	982-0215	仙台市太白区旗立2-4-1	022-245-3723	1
160	仙台市立西山中学校	983-0823	仙台市宮城野区燕沢2-21-1	022-252-1134	1
161	仙台市立広瀬中学校	989-3128	仙台市青葉区愛子中央1-9-1	022-392-2214	1
162	仙台市立大沢中学校	989-3211	仙台市青葉区赤坂1-2-1	022-394-2226	1
163	仙台市立吉成中学校	989-3205	仙台市青葉区吉成1-12-1	022-279-3800	1
164	仙台市立秋保中学校	982-0243	仙台市太白区秋保町長袋字大原45-5	022-399-2840	1
165	仙台市立七北田中学校	981-3131	仙台市泉区七北田字東裏100	022-372-3649	1
166	仙台市立根白石中学校	981-3221	仙台市泉区根白石字東鹿野54	022-379-2103	1
167	仙台市立八乙女中学校	981-8004	仙台市泉区旭丘堤2-1-1	022-234-1414	1
168	仙台市立将監中学校	981-3132	仙台市泉区将監9-12-1	022-373-1286	1
169	仙台市立南光台中学校	981-8003	仙台市泉区南光台7-24-1	022-388-1261	1
170	仙台市立向陽台中学校	981-3117	仙台市泉区市名坂字天神沢38-4	022-374-0311	1
171	仙台市立加茂中学校	981-3122	仙台市泉区加茂3-1	022-378-2153	1
172	仙台市立将監東中学校	981-3132	仙台市泉区将監3-2-15	022-373-6360	1
173	仙台市立鶴が丘中学校	981-3109	仙台市泉区鶴が丘2-1-1	022-373-1870	1
174	仙台市立寺岡中学校	981-3204	仙台市泉区寺岡2-13-1	022-378-0931	1
175	仙台市立南光台東中学校	981-8001	仙台市泉区南光台東3-1-1	022-374-1311	1
176	仙台市立長命ヶ丘中学校	981-3212	仙台市泉区長命ヶ丘2-11-1	022-378-1301	1
177	仙台市立富沢中学校	982-0032	仙台市太白区富沢2-4-1	022-245-3751	1
178	仙台市立南中山中学校	981-3213	仙台市泉区南中山2-26-1	022-376-3127	1
179	仙台市立茂庭台中学校	982-0252	仙台市太白区茂庭台5-3-1	022-281-3121	1
180	仙台市立高森中学校	981-3203	仙台市泉区高森6-2	022-378-7242	1
181	仙台市立田子中学校	983-0021	仙台市宮城野区田子2-12-1	022-254-2684	1
182	仙台市立住吉台中学校	981-3223	仙台市泉区住吉台西4-1-2	022-376-5138	1
183	仙台市立南吉成中学校	989-3204	仙台市青葉区南吉成5-18-2	022-277-4377	1
184	仙台市立松陵中学校	981-3108	仙台市泉区松陵5-32	022-374-9811	1
185	仙台市立柳生中学校	981-1106	仙台市太白区柳生3-7-3	022-242-4431	1
186	仙台市立館中学校	981-3214	仙台市泉区館6-17-1	022-379-6987	1
187	仙台市立広陵中学校	989-3432	仙台市青葉区熊ヶ根字石積1-2	022-393-3553	1
188	仙台高等学校※屋内運動場含む	981-0943	仙台市青葉区国見6-52-1	022-271-4471	2
189	仙台工業高等学校※定時制高等学校含む	983-0042	仙台市宮城野区東宮城野3-1	022-237-5341	2
190	仙台商業高等学校	981-3131	仙台市泉区七北田字古内75	022-218-3141	1
191	仙台大志高等学校	983-0842	仙台市宮城野区五輪1-4-10	022-257-0986	1
192	仙台青陵中等教育学校	989-3201	仙台市青葉区国見ヶ丘7-144	022-303-5551	1
193	仙台市立鶴谷特別支援学校	983-0824	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	022-252-4231	2
194	仙台市教育委員会健康教育課	980-0011	仙台市青葉区上杉1-5-12上杉分庁舎11階	022-214-8882	3

幼稚園	1箇所
小学校(赤石・新川分校含む)	122箇所
中学校(旗立分教室含む)	64箇所
高等学校(定時制高校含む)	4箇所
中等教育学校	1箇所
特別支援学校	1箇所
教育委員会	1箇所
設置箇所計	194箇所

※仙台高等学校は屋内運動場(仙台市青葉区貝ヶ森5-6-1)にも1台設置
 ※仙台工業高等学校は全日制・定時制の各校舎に1台ずつ設置